

議会基本条例推進委員会記録

1. 期日 令和3年7月21日(水) 開会 17時15分
閉会 17時43分
2. 場所 議事堂(議場)
3. 議題
1. 委員長の議員辞職に伴う新体制について
 2. シェアにのみやのアンケート等の意見に対する回答について
 3. 議会基本条例の関連要綱等も含めての見直しについて
 4. その他
4. 出席者 松崎副委員長、二宮委員、羽根委員、杉崎委員、坂本委員、渡辺委員、大沼委員、根岸委員、善波議長
- 傍聴議員 1名
事務局 3名(局長、庶務課長、副主幹)
傍聴者 0名

委員長代理 前回の委員会以降の流れから説明する。令和3年5月20日の正式委員会の後、シェアにのみやの反省会を行った。次に6月17日、7月2日、7月2日からは私が委員長代理ということになっていて、7月16日と調査研究会を重ねている。この流れから確認する。まず、前回の正式委員会の議題は「議会報告会について」であった。前々回の正式委員会は1月29日で、ここで決定した、「議会報告会シェアにのみやの部分は、対面を避け、インターネット報告を配信していくこと」、これを受けて、3月29日、4月5日、4月9日の研究会を経て、4月16日、動画のアップのための収録を行い、4月22日に動画をアップしている。そして、前回の5月20日の正式委員会におきまして、「この正式委員会の後で、配信に対してのご意見・ご感想に対してどのような回答を返していくかを議論したいと考えている。」としている。その他の議題としては、「基本条例の勉強会、その後の見直し」について、おおまかなスケジュールを確認するとして、6月議会後の6月16日以降に進めるとして、制定当時の状況も含め、杉崎委員、根岸委員、小笠原議員から説明を受けるところからスタートしたいと、この時点ではしていた。また、「前期からの引継ぎ事項の確認」として、議会ホームページの改善が議論されている。委員長から進捗が遅れている旨の指摘を受けて、庶務課長から「夏ぐらいを目標に作り上げる」との説明があった。5月20日の正式委員会後のシェアにのみやの反省会で、シェアにのみやに対する、ご意見・ご感想が10件寄せられた中で、うち1件はその記載内容に鑑み、シェアにのみやに寄せられた意見とは扱わず、全協で対応することになった。残る9件の内訳は、ラヂアンで回収が2件、議会事務局宛てが1件、ネットアンケートが6件だった。それに対する回答案をこのときに作成し、シェアにのみやの開催に際しての「広報について」、並びに「報告内容、報告動画について」の反省点をあげてもらっている。次に開催した調査研究会、6月17日に開催しているが、5月20日にあがった反省点を踏まえ、「ホームページに載せる反省点」の確認、また5月

20日に作成した回答案の最終的なすり合わせを行っている。次が7月2日の調査研究会ですが、6月30日付で委員長が議員辞職したことに伴い、規定第6条3により、副委員長が委員長の職務の代理をすることが承認された。前回の正式な委員会（5月21日）の「基本条例の勉強会その後の見直し」について、制定当時の状況も含め、杉崎委員、根岸委員、小笠原議員から説明をしていただくというところからスタートしたいとしておりましたが、この時の話し合いによって、これは行わないということに決めた。その一方見直しの具体的な作業として、「条例と実態との乖離」の確認のため、以前行っていた二宮町議会基本条例確認作業に加え、関連する要綱、具体的には議員倫理規定要綱等ですが、これもあわせて確認するという事になった。「議会報告会について」ですが、ホームページに掲載するシェアにのみやに対する、「質問に対する回答」は6月17日に最終的にまとめた文章を掲載することを確認している。その後、事務局から見やすくするための若干のレイアウト変更の提案があり、委員にも了承され、ホームページにアップされた。「前期からの引継ぎ事項の確認」として、前回正式委員会で「夏ぐらいを目標に作り上げていきたいと思っている」との説明があった議会ホームページの改善について、改めて事務局から「夏ころまで」の目標で作業を行っている旨、説明があった。次に7月16日の調査研究会ですが、二宮町議会基本条例の確認作業に加えて、関連する要綱等も併せて確認を行う作業を各委員が行い、これをまとめた資料を私が作成して、皆さんに周知を行いました。これを元に検討を行って、最終的に基本条例を改正することに決定した。議論の中では、廃止したうえで新しいものを作成するという案も出ましたが、困難と思われておりました、改正に際しての前文変更が可能であるということを確認したうえで、それであれば、改正でいいのではないかとということで、改正ということになった。これを受けて、各委員は全27条からなる基本条例の条ごとにチェックしていただいて、この条は廃止しよう、もしくは残そう、又はこういった条を追加した方が良いのではないかと、といったことを確認することになっておりました、早い委員は、私の方に送っていただいている。期限は今月の末になっているので、お願いします。なお、シェアにのみやの対応として、状況によって、柔軟に対応出来るよう要綱を変更することがこの時に決まった。具体的には第2条を状況に応じ開催するのかもしれないか決めることが出来る表現としましょうということになった。この改定案につきましては、既に皆さんに配信している。現在、私が提示している要綱の改正案をここで揉んでいただきたい。

渡辺

この第2条2について、改選年の決算後の議会報告会というのは、今まで2か所とか3か所とかで行って、運営するのが大変なので、やらないという意味ではなくて、1か所でやるという意味で理解している。だから、改選年の決算議会後の報告会は開催しないと、あれと思った。ちょっと一足飛びかなと。ですから、改正前の条文から、一足飛びに今回の改正にいいのかなということを感じている。

委員長代理

それは、日本語の理解の仕方だと思う。確かにそういうふうに理解することも出来る。私はそういうふうに理解していなかった。その前提で皆さ

んにメールを送って、色々なコメントがあった中で、私の方で判断して、このような案を作成させていただいた。そうしたら、改選年の議会報告会はやってもいいということでしょうか。やりたくない人も多いと思うが。

渡辺 ただ、改正後の規定にも前項の規定にかかわらず、と書いてあるということで、改選の時に特別な事情と議長が認めれば、議員皆がそう感じているのであれば、ここに含まれる。開催しないということを一きなり決めてしまっているのかなど。そこまで強い理由があるのかという部分を感じている。

坂本 ですから、そういうのをまとめて、議長の判断ということである。それでいいと思う。議長が2回やるべきだと言えばそれでいいし、1回でいいと言えばそれでいい。だから、それで集約されていると理解すればいい。

渡辺 2条の2を消せばいいと思う。2条の2を消せば、その時の判断でいい。

根岸 今の議長判断というのは、議長のいいなりになるということとは違うと思う。議長が言ったことを基本条例で揉むということは、ここでは約束されないので、大丈夫かなという気はするが。シェアにのみやに対して、こういう文言になったということは、YouTube配信を一度やって、そのことについて反省を出して、今後前向きにやっていきますという流れがあった。それを変えるというのは、その理由をもう少し明確にさせておいた方がいいと思う。さっきの委員長代理の説明だと、柔軟に対応するということができなかったの、そこをはっきりしないと、基本条例でやっている意味や、町民に対する説明というところが見つからない。

坂本 今まで色々なことをやってきて、良かったねという結論は出なかった。だから、やめてしまうとかではなくて、良い方法を見つける。見つかったらやる。そういうことである。議会の報告が今ないではないかと言うが、良い方法が見つかるまでは個々かグループでやればいい。結論として、やらないのではなく、良い方法を探す期間としたい。

議長 根岸委員が心配していることは、あくまでも議長判断と言っても、私が一人でやるとかやらないとか決める問題ではなく、当然、みんなで協議しながら判断していかなければいけないことである。もう一つ、根岸委員が心配していることは、この前の報告は動画配信で行って、コロナで行えない状態でもそういう方法があったではないかというような方法をもっと見出していけということだと思う。コロナ禍でもやる方法はあると言っている。その中で、どういう方法があるのか、この前みたいに動画配信でやるのか、そういうのも、どういう方法でやるのか協議してほしいということだと思う。

根岸 特別な事情がある場合と議長が認めた場合という特別な事情の理由を議長がつけるわけですから、今回、特別な事情で協議していくという理由を議長がつける。その理由のことを言っている。協議をしていく期間とい

うのはもちろん設けられると思う。特別な理由があるので、YouTube も一度お休みするというにすることなのか。

杉崎　やる、やらないというのは、推進委員の中で話し合う。今回どうしようかとか、コロナがあるからやめようかとか、インターネットでやろうかとか。だったら、第2条の部分を少し変えるのはどうか。特別な事情がある場合は、議会基本条例推進委員会が協議し、議長が決定するか、議長が判断するか。実際にはそうなのは分かっているが、書いてないからと言われてしまいそうなので、これを入れた方が、後々分かりやすのではないかと思う。

羽根　それを入れてもいいと思いますし、これをよく読むと、基本は開催である。ただし、特別な事情があると議長が認めた場合だから、特別な事情は委員で考えるのだと思う。この文言で間違いはないと思う。また、根岸委員の心配していることだが、今まで決まっていたからやっていたと思うが、これからはどういうやり方でやったらいいかという議論から始めるということをおっしゃっている。もし、それでないということであれば、やらないということもあるかもしれないですし、考える期間になっていってしまうかもしれないですが、出来るだけそうならないように、みんなで意見を出す。それは例えば、Web でやるのであれば、その準備も含めて考えて整えるということが必要だと思いますので、やるありきで考えていくだけではこれからはないのかなと思う。今まで通りに決まっているからやるっていうふうに私には映ったのですが、そうではなくしていくという変換期なのではないかと思う。

根岸　文言もこれでいいと思う。YouTube に対しては、あまり効果がなかったという反省が必要なのではないかと思う。そういうところでの色々な反省点があって、だったらやはり仕切り直したほうが良いのではないですかという切り替えるポイントが必要だと思って発言した。

委員長代理　では、要綱は「ただし、議会基本条例推進委員会が協議し、議長が認めた場合は、この限りではない。」でよろしいでしょうか。ではこの要綱の決定を受けて、今度のシェアにのみやはいかがでしょうか。

杉崎　YouTube を作成出来る人はいるのか。

羽根　勉強すれば出来るのでは。

坂本　今の議論にまた戻るのか。見る人がいるのかと言いたい。

二宮　決算審査特別委員会の内容によっても、見る人がいるかもしれないので、まだお預けでは駄目か。

大沼　前委員長が辞職ということで、編集ということも皆さん未経験で、やるということも判断しづらいとは思いますが、基本的には前回と同じことは出来な

いと判断するのが、今の委員会の判断ではないかと思う。今後やるという希望が発生するようなことがあれば、その時は委員会で諮ってその時に、決定すればいいのではないかと思う。

羽根　　私も大沼委員と同じ意見である。いったんやらないことにして、各委員の中から、こういう方法がいいのではないかとか、こういう方法があるのではないかとか、効果的ではないかという案が出てきたら、その時に委員会で協議して、やるかやらないか決めていく。今日はいったんやらないという選択をしたらいいいのではないかと思う。

委員長代理　　二宮議員から先ほど発言があったように、これからとんでもないことが起こったという状況になったら開催しますが、この場の協議では次回はやめるという意見なのですが、議長、認めていただけるか。

議長　　認める。

委員長代理　　ということで、要綱第2条のとおり、次回はやらないということで決定する。では、議会基本条例推進委員会は、これにて散会とする。

閉会 17 時 43 分